

いじめ問題調査の体制強化について

岡谷市教育委員会
教育総務課

1. いじめ問題対策に係る組織等

岡谷市では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成29年度において「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、教育委員会の附属機関として、条例に基づく「岡谷市いじめ問題対策調査委員会」を設置しています。

委員会の役割は、いじめの防止等の対策に関する調査研究や、重大事態の調査等を行うもので、委員には弁護士、精神科医師、臨床心理士等の学識経験者5名を委嘱し、いじめの重大事態等に備えた体制を整えております。

2. 重大事態等における調査体制の強化

いじめ問題に関する重大事態等の対処にあたっては、公平、中立的立場により適切な調査が求められます。現在の委員5名だけでは実際の調査に人員が不足する懸念があり、先進事例等を参考にして、調査が必要となる事案に備えて調査体制を強化していきたいと考えております。

3. (仮称)「いじめ問題調査員」

新たに設ける「(仮称) いじめ問題調査員」は、いじめ問題対策調査委員会の委員とともに専門的知識を有する方を調査員として委嘱するもので、教育委員会の非常勤特別職となります。

調査員は、いじめ問題の解決に向け、いじめ問題対策調査委員会が調査する事案にチームで取り組みます。

事案ごとに学校等への調査を行うことで、事案の早期解決に努めます。

詳細については現在調整中のため、変更となる場合もありますが、概ねこのようなアウトラインにより、重大事態等の調査時の体制強化を図っていきたいと考えております。

【検討案】

- 調査員の身分：教育委員会が委嘱を行う非常勤特別職
- 調査員の任務：いじめ問題の解決に向け調査を行う
- 調査員の人数：いじめ問題対策調査委員会の委員5名のほか、
事案の規模や状況等に応じて体制を整える。
- 調査員の任期：委嘱日から当該いじめ問題が終了するまで
- 報酬等：岡谷市特別職の職員の給与等に関する条例に基づき支給

岡谷市いじめ問題対策に係る組織等関連図

教育委員会

教育長

重大事態

いじめ問題対策調査委員会

学識経験者等 5人以内 (任期2年)
 ・弁護士 ・医師 ・臨床心理士
 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 (常設)

条例
10条

法第14条第3項 及び 法第28条第1項

附属機関

報告

市長

附属機関

いじめ問題再調査委員会

学識経験者等
 ・弁護士
 ・医師
 ・臨床心理士
 ・スクールソーシャルワーカー等

条例
15条

5人以内
 任期：調査が終了するまで
 (随時)

法第30条第2項

連携

子ども教育支援チーム会議

(校長代表・教頭会代表・行政関係者)

長期欠席部会

いじめ・人権部会

子どもの自立支援委員会

いじめ防止対策推進委員会

小・中学校内の組織

自立支援委員会
(校内・長欠)

いじめ防止対策推進委員会
(校内)

附属機関

・臨床心理士
 ・スクールソーシャルワーカー
 ・児童相談所
 ・警察署
 ・人権擁護委員
 ・民生児童委員
 ・PTA代表

いじめ問題対策連絡協議会

以上7名
 ・子ども教育支援
 チーム会議メンバー
 15人以内

(常設) (任期1年)

法第14条第1項

【新】

いじめ問題調査員

(仮称)

・任用：学識経験者等
 ・人数：事案に応じて必要数
 ・任期：調査が終了するまで
 ・職務：いじめの重大事態に係る第三者による調査

(いじめ問題対策調査委員会
 が調査する事案にチームで取
 り組む)

条例
2条